

フレックスタイム制度の見直しについて（提案）

1 提案理由

職員の多様な働き方が実現できる環境整備を行うため、より柔軟な勤務時間の設定が可能となるようフレックスタイム制度の見直しを図る。

制度の見直しにあたっては、職員アンケートによる結果を踏まえ、育児・介護等の要件のある職員に限定している「週休3日制（勤務時間を割り振らない日の追加）」を、原則として全ての職員が利用可能とする。あわせて、コアタイム・フレキシブルタイムの見直しを行うため、以下のとおり提案する。

2 提案内容

- ① コアタイムの見直し（原則13：00～15：00。公務運営上、所属の判断で現行の時間帯（10：00～15：00）の場合あり。）
- ② フレキシブルタイムの見直し（現行の7：00から5：00へ2時間前倒し）
- ③ 週休3日（週休日2日＋勤務を割り振らない日1日）の選択を全職員に拡大
- ④ 週5日勤務の週で1日に限り、コアタイムを設けない勤務時間や2時間未満の勤務時間の割り振り選択を設定可

	現行制度	提案内容
対象職員	全職員 (短時間勤務職員、会計年度任用職員及び交代制勤務等業務上支障があると認められる職員を除く。)	変更なし
単位期間	1週間～4週間から 選択可能	変更なし
コアタイム	10:00～15:00	① 原則13:00～15:00 (所属の判断で10:00～15:00)
フレキシブル タイム	7:00～22:00	② 5:00～22:00
週休日	週休3日可 (育児・介護等要件のある職員)	③ 週休3日可 (全職員が対象) ※週休3日＝週休日2日＋勤務を割り振らない日1日
最短・最長 勤務時間	最短時間：4時間15分 最長時間：12時間（拘束13時間）	④ 最短時間：2時間 (週5日勤務の週で1日に限り、コアタイムを設けない勤務時間や2時間未満の勤務時間の割り振り選択を設定可) 最長時間：変更なし

3 実施時期

令和7年1月1日予定
(令和6年9月議会に勤務時間条例の改正案を提出予定)

4 協議期限

令和6年8月23日